

国別情報整理シート(暫定版)
(アルゼンチン)

1. 生体牛に関する情報			1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-	合計	
			頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	
生体牛の輸入	輸入実績	英国	0	0	0	0	0	0	
		欧州(中程度汚染国)	56	0	0	0	0	56	
		欧州(低汚染国)	0	0	0	0	0	0	
		米国		190	201	51	0	442	
		カナダ	21	393	135	18	0	567	
		その他(チリ)	0	1,657	8,814	988	0	11,459	
		合計	77	2,240	9,150	1,057	0	12,524	
	暴露要因となった可能性のある輸入牛	英国	0	0	0	0	0	0	
		欧州(中程度汚染国)	56	0	0	0	0	56	
		欧州(低汚染国)	0	0	0	0	0	0	
		米国		190	201	51	0	442	
		カナダ	21	393	135	18	0	567	
		その他(チリ)	0	1,657	8,814	988	0	11,459	
		合計	77	2,240	9,150	1,067	0	12,524	
1996年以降は繁殖用輸入牛の登録及び追跡システムが導入されている。 また、農場死亡牛及び生産寿命を終えてと畜される牛は、リファレンス研究所にて可能な限りBSE検査が実施され、これまでの結果はすべて陰性であった。									
侵入リスク	肉骨粉(MBM)の輸入		1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-	合計	
			トン数	トン数	トン数	トン数	トン数	トン数	
		輸入実績	英国			0	0	0	0
			欧州(中程度汚染国)			0	8	0	8
			欧州(低汚染国)			0	157	193	350
			米国			80	4,257	484	4,822
			カナダ			0	0	0	0
	その他(チリ)				0	0	3,404	3,404	
	合計	データ無し	データ無し	80	4,422	4,081	8,584		
	暴露要因となった可能性のあるMBM	英国			0	0	0	0	
		欧州(中程度汚染国)			0	0	0	0	
		欧州(低汚染国)			0	0	0	0	
		米国			0	0	0	0	
		カナダ			0	0	0	0	
その他(チリ)				0	0	0	0		
合計		データ無し	データ無し	0	0	0	0		
1997年以前の輸入実績についての情報は得られていない。 1998～2007年については、BSEリスク国からの輸入はすべて反すう動物以外の肉骨粉である。									
動物性油脂の輸入	輸入実績		1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-	合計	
			トン数	トン数	トン数	トン数	トン数	トン数	
		英国			0	0	0	0	
		欧州(中程度汚染国)			0	0	0	0	
		欧州(低汚染国)			0	0	0	0	
		米国			0	14,595	0	14,595	
		カナダ			0	0	0	0	
	その他()			0	0	0	0		
	合計	データ無し	0	0	14,595	0	14,595		
	暴露要因となった可能性のある動物性油脂	英国			0	0	0	0	
		欧州(中程度汚染国)			0	0	0	0	
		欧州(低汚染国)			0	0	0	0	
		米国			0	0	0	0	
		カナダ			0	0	0	0	
その他()				0	0	0	0		
合計		データ無し	0	0	0	0	0		
1993年以前の輸入実績についての情報は得られていない。 リスク国からの、不純物が0.15%以上の動物性油脂は、工業用としてのみ使用される。不純物が0.15%以下の場合は、輸出国の衛生状況にかかわらず輸出が許可されている。 米国から2003年に14,595トンの輸入があったとされているが、石鹼や化粧品製造業者2社により輸入されたものであり、家畜用飼料として使用されたものではない。									
遵守状況等	[生体牛]{肉骨粉}{動物性油脂} 1990年 英国からの輸入を禁止 1995年 BSE発生国及びリスク国からの輸入を禁止 アルゼンチンへの輸入は、アルゼンチンと同じ衛生条件の国に対してのみ許可されている。 SENASAが認定した輸入申請書や動物衛生証明書のない動物が第三国から輸入された場合、当該動物は返送または殺処分される。 サンプル分析による検査で陽性となった製品も、動物と同様、輸出国へ返送または廃棄され、製品を供給した企業からの輸入を一時的に停止し、原因及び是正措置に関して調査を要請する。								

国内安定性	飼料規制の概要・遵守状況等	飼料給与規制(2.1.1)	1995年 牛及び羊由来肉骨粉の反すう動物への給与禁止 1996年 反すう動物由来たん白質の反すう動物への給与禁止 2002年 ほ乳動物由来たん白質の反すう動物への給与禁止 2004年 乳性たん白、魚粉、卵粉、羽毛たん白質以外の動物由来たん白質の反すう動物への給与禁止
		飼料給与方法(2.2.1.1)	アルゼンチンにおける牛の一般的な育成方法は、低コストで一年中生えている牧草を利用した放牧式である。配合飼料を使用するのは、牧草が足りないとき、もしくは限定された酪農家のみである。
		牛と豚・鶏との混合飼養の有無(2.2.1.3)	豚との混合飼養・・・全体の1% 鶏との混合飼養・・・全体の0.3% 2004年 養鶏残渣、鳥の敷き藁の動物用飼料への使用を禁止
		飼料製造施設(2.2.2.1)(2.2.2.3)	479施設(2006～2009年データ) (内訳) 反すう動物専用施設・・・187施設(全体の40%) 反すう・非反すう動物混合施設・・・292施設(全体の60%)
		飼料給与に関する規制の遵守状況(2.2.3.1)	農畜産物衛生管理機構(SENASA)の動物衛生局(DNSA)が、農牧施設・農場においてサンプル分析を実施。 (検査実績) (陽性数) 2006年 436施設 15施設(約3%) 2007年 514施設 14施設(約3%) 2008年 292施設 8施設(約3%) 陽性サンプルが発見された施設については、再サンプリング及び原因追求を行う。
		飼料製造・流通に関する規制の遵守状況(2.2.3.3)	農畜産物衛生管理機構(SENASA)の食料飼料監査局(DNFA)が飼料製造施設において監査を実施。 (監査回数) (違反数) 2006年 925件 186件(約20%) 2007年 965件 108件(約11%) 2008年 685件 25件(約4%)
		飼料サンプリング(2.2.4)	牛用飼料のサンプル検査は、研究技術管理局(DILACOT)において、顕微鏡(0.01%)、エライザ法(1%)、ケルダール法(0.1%)による窒素総量分析により実施(括弧内は陽性と判定される汚染濃度(下限値)) (検査実績) (陽性数) 2006年 1568件 131件(約8%) 2007年 1850件 80件(約4%) 2008年 1323件 38件(約3%) 禁止たん白質が検出された場合、施設は監視下に置かれるとともに、陽性反応を示したバッチの出荷禁止、廃棄及び施設への罰金を科す等の措置が行われる。
		牛由来のMBMを給餌されても、BSE感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、その理由について(2.2.5)	アルゼンチンでは一年中、広範な地域で牧草が入手可能であり、動物用飼料を反すう動物に与える可能性は非常に低い。 そのほか、 ・と畜されるすべての家畜には、と畜前検査が行われること、 ・レンダリングに回ると畜残渣は比較的少量であること ・レンダリングには農場死亡牛や高リスク部位は使用されないこと ・混合施設ではライン分離が行われていること、 ・飼料製造施設や農場では系統的なサンプリング検査が行われていること などから、アルゼンチンの牛が肉骨粉を摂取することによりBSE感染因子に暴露する可能性は、ほとんどなかったと考えられる。
レンダリングの実施状況	レンダリング施設数・生産量(2.3.1.1)	73施設(2008年) レンダリングの材料には、と畜場で回収された油脂や臓器(腎臓、腸等)、食肉処理場での骨、前肢、踵、頭蓋が含まれる。それらのほとんどは牛由来であるが、少量ながら豚及び/又は馬由来の部位が使用される場合もある。	
	レンダリング処理方法(2.3.1.1)	・133℃ / 20分 / 3気圧 / バッチ処理 ・120～135℃ / 2～3時間 / 大気圧 / 連続処理ではない	
	交差汚染防止対策(2.3.1.1)	【飼料製造施設】(2.2.2.1より) 479施設(2006～2009年)約40%が専用施設、残りの約60%が混合施設。 2004年の決議で、混合施設においては別の加工ラインを備えることが義務付けられている。 2004年12月以前に登録された混合施設については、2007年までにラインを分離することが義務付けられている。 また2005年以降に登録を申請した施設については、どちらか一方の種(反すう動物もしくはそれ以外の動物)を選択するか、別のラインを備えるように義務付けている。 【レンダリング施設】 73施設(2008年) アルゼンチンではと畜は種別に行われており、同様に副産物の加工も種別に行われる。混合施設が存在する可能性は非常に少ない。	
	レンダリング規制(2.3.2.2)	実施主体はSENASAの食料飼料監査局(DNFA)に属する動物製品監査課(DFPOA)であり、脳やせき髄などの排除、規則の遵守、施設の記録などの監査を行っている。	
SRMの利用実態等	SRMの定義(2.3.1.1)	中枢神経系(脳、小脳、せき髄) (またこれらの組織を含み、技術的または商業的理由から分断することが出来ない部分もSRMに含まれる)	
	SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の利用実態(2.3.3.2)	SRMは2003年に 脳、小脳、せき髄の飼料への使用禁止が義務づけられた(DFNA通達No.3528) ヒトの食用または化粧品用に使用することは可能。 人の食用に回らない脳及びせき髄は、変性させ、飼料としては利用しない。 脳、小脳以外の頭部はレンダリングには使用可能。	
	SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の処理方法(2.3.3.3)	・レンダリング材料は、ヒトの消費に適した健康と畜牛のみに由来する。 と畜場で廃棄決定されたと体及び部位は、ダイジェスター(消化槽)に送られる。 小規模など畜場では、600℃以上、1時間以上の焼却処理が行われ、残渣は通常埋却される。 ・農場死亡牛は、レンダリング用に回収されることなく、農場で埋葬、焼却、又は農場で腐敗分解される。	
その他	牛以外の動物のTSE発生状況(2.4.1)	アルゼンチンでは、これまでTSEの症例は確認されていない。	
	国内防疫規制(2.4.2)	アルゼンチンは1996年の決議で、全国疫学サーベイランスシステムを制定、導入している。 この決議に規定された方法や手続き、業務内容に応じて、国、地域、地方レベルで対応する。	

サーベイランスによる検証	母集団の構造 (3.1)	約5760万頭(2008年) そのうち24ヵ月齢の牛は、約3,798万頭(雌牛約3,192万頭、雄牛約606万頭)																																																	
	サーベイランスの概要・成績	実施対象及び実施範囲 (3.2.1.1)	2003年の決議No.95の中で、「カテゴリー及びサンプリング数はOIEのサーベイランス指針に準ずる」とされている ・通常と畜牛 ・死亡牛 ・不慮の事故によると畜牛 ・臨床的に疑われる牛																																																
		カテゴリー別の年間母集団(2006年) (3.2.1.1)	データ無し																																																
		サーベイランス計画の策定根拠 (3.2.1.1)	2003年の決議No.95の中で、「カテゴリー及びサンプリング数はOIEのサーベイランス指針に準ずる」とされている																																																
		疑似患者及び陽性患者を検出した際の処理に関する規制 (3.2.1.1)	現場で獣医官が観察を行い、標的動物、疑わしい牛、他の病気の牛のいずれかを定義する。 リファレンス研究所でBSE陽性牛が確認された場合、感染牛の原産地確認を行い、輸入牛の場合は陽性牛と同じ原産国からの輸入牛のサーベイランスを強化するとともに、可能性のある感染源の特定が行われる。 可能性のある感染源が検出された場合、国内牛と同じ取り扱いがなされる。 国内牛の場合、陽性牛が摂取したものと同一汚染たん白質源に暴露された可能性のある牛の特定、追跡及び廃棄処分が行われる。																																																
		サーベイランスの成績 (3.2.2)	詳細は、回答書3.2.2「サーベイランスの成績」を参照。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>通常と畜牛</th> <th>不慮の事故によると畜牛</th> <th>死亡牛</th> <th>臨床的に疑われる牛</th> <th>輸入</th> <th>不明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2003年)</td> <td>92</td> <td>788</td> <td>200</td> <td>154</td> <td>37</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>(2004年)</td> <td>59</td> <td>2,511</td> <td>736</td> <td>179</td> <td>28</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>(2005年)</td> <td>12</td> <td>1,535</td> <td>525</td> <td>239</td> <td>43</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>(2006年)</td> <td>47</td> <td>1,610</td> <td>327</td> <td>314</td> <td>34</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>(2007年)</td> <td>11</td> <td>1,125</td> <td>483</td> <td>230</td> <td>37</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>(2008年)</td> <td>6</td> <td>2,046</td> <td>584</td> <td>191</td> <td>11</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>		通常と畜牛	不慮の事故によると畜牛	死亡牛	臨床的に疑われる牛	輸入	不明	(2003年)	92	788	200	154	37	2	(2004年)	59	2,511	736	179	28	53	(2005年)	12	1,535	525	239	43	50	(2006年)	47	1,610	327	314	34	18	(2007年)	11	1,125	483	230	37	27	(2008年)	6	2,046	584	191	11
		通常と畜牛	不慮の事故によると畜牛	死亡牛	臨床的に疑われる牛	輸入	不明																																												
	(2003年)	92	788	200	154	37	2																																												
	(2004年)	59	2,511	736	179	28	53																																												
	(2005年)	12	1,535	525	239	43	50																																												
(2006年)	47	1,610	327	314	34	18																																													
(2007年)	11	1,125	483	230	37	27																																													
(2008年)	6	2,046	584	191	11	10																																													
検査手法	試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法 (3.2.3)	歯列、目視検査、体重、群れのカテゴリーにより年齢を特定。 2006年以降は個体識別による																																																	
	検査材料採取手法 (3.2.4)	以下の2つの方法によってサンプルを採取する。 頭蓋骨内のあらゆる空洞を開けて、脳全体を採取。 大型針により抽出する技術を利用。																																																	
	検査手法(一次検査、確認検査) (3.2.4)	唯一の脳サンプル分析用研究所である、カステラルにあるリファレンス研究所において、以下の方法を用いて行われている。 ・組織病理学的検査(1992年～) 英国VLAウェイブリッジ作成のプロトコールに従う ・ウエスタンプロット法(1992年～) 英国VLAウェイブリッジ作成のプロトコールに従う ・免疫組織化学的検査(2003年～) アメス、アイオワプロトコールに従う																																																	
BSE認知プログラム・届出義務等 (3.3)	【認知プログラム】 アルゼンチンでは1992年以降、BSEに対する認知プログラムが存在している。 対象は、獣医師、牧畜生産関係者、大学院学生、行政及び一般消費者等である。 2004年以降は、インターアメリカン農牧協力機関(IICA)、農牧技術機関(INTA)及びSENASAとの共同研修も含まれており、サンプリング採取の実施訓練やセミナー等が多数行われている。 【届出義務】 1997年以降にBSEの届出が義務づけられた。届出を行わなかった場合は、規定に従い罰金等の制裁を受ける。 BSEが疑われる症例の届出に対しての補償制度は、1999年より存在している。																																																		

2. 食肉に関する情報

と畜対象	トレーサビリティ (1.1)	<p>1997年 農牧畜生産者の全国衛生登録制度(RENSPA)導入 牧畜生産者はすべて登録が義務づけられる。</p> <p>2001年 EU向け輸出食肉加工業者に家畜を供給する農場の登録を制定</p> <p>2003年 輸出向け牛の識別システムを制定</p> <p>2006年 牛の全国識別システムを導入 出生子牛の識別が義務化され、生後6ヵ月～8ヵ月の離乳時には、月齢を100%確定することが可能となった。月齢の確認は歯列により照合可能であり、この組み合わせによる牛の誕生年の確度は80%となっている。</p> <p>RENSPAの登録項目・・・</p> <p>生産者・施設のデータ、在庫(種別ストック、耳輪管理)、検疫(ワクチン、サンプリング等)</p> <p>これらはすべて動物移動書類として共に配信され、すべての動物の移動前に情報が得られることにより、移動管理を行うことができる。</p> <p>また、衛生上の問題が生じた場合、耳輪に登録されている情報から動物の原産地を知り、過去に遡って追跡することが出来る。</p>
	と畜頭数 (1.2)	毎年約1100万頭
各と畜プロセス	と畜場の概要	<p>【施設数】</p> <p>と畜場数 162施設 (一日あたりのと畜頭数が100頭未満・・・12施設 101～500頭・・・12施設 501頭以上・・・138施設)</p> <p>食肉処理場数 568施設</p> <p>【食肉検査官・獣医官数】</p> <p>1施設に最低1名</p> <p>【獣医官の権限・役割】(No.4238/68 第8章 従業員 より)</p> <p>と畜前検査を行う</p> <p>剖検を行い、感染症の場合には、検査部位を採取し、隔離・消毒の措置を講じる</p> <p>と畜不適のすべての動物のと殺に責任を負う</p> <p>と畜後検査を行い、用途(行き先)を判断する</p> <p>補助員が行う臓器及びリンパ節の検査で、獣医官は触診、切開に責任を負う</p> <p>食肉加工及び肉の保存システムを検査し、輸送及び衛生要件の遵守を監視する</p> <p>製品ラベルの監視、衛生に関する文書を付す前の規定検査の監視</p> <p>日誌の作成</p> <p>登録獣医師及び補助員の監督</p>
	と畜前検査 (2.3)	<p>すべてのと畜牛は、と畜前に獣医官により検査される。</p> <p>検査により、TSEが疑われる牛、歩行困難牛、緊急と畜牛、死亡牛等の区別をする。</p> <p>獣医官の認可がなければ、いかなる動物もと畜することはできない。</p> <p>獣医官が何らかの伝染病を疑い、公的ラボの診断が不可欠な場合には、当該群を隔離して、通行地点を消毒し、速やかに上司に伝達し、公的ラボに部位のサンプルを送付する。(No.4238/68 第10章 と畜前検査より)</p> <p>疾病の疑いのある牛、もしくは疾病が確認された牛は、生産ラインから除かれ、最終的な送り先を決定するために再検査室に送られる。(2.3.3.2)</p>
	と畜場でのBSE検査 (2.4)	と畜場での通常と畜牛のBSE検査は、サーベイランス目的で一部のみ実施されている
	スタンニング (2.5)	スタンニングはすべての輸出施設で行われているが、アルゼンチンでは圧縮空気式キャプティブボルトスタンガンの使用は禁止されている。(2.3.3.2)
	ピッシング (2.6)	脳が流出する可能性のある貫通式殴打器具の使用は禁止されていることから、ピッシングは行われていない。
	SRMの除去 (2.7.1)	<p>(1)背割り時に鋸の歯を洗浄しながらと体を切断し、せき髄片を回収しているか</p> <p>はい</p> <p>(2)回収したせき髄片の処理状況</p> <p>せき髄片は通達No.3528/2003の規定に準じて、フック、ナイフ、吸引機等を用いて処理される。</p> <p>(3)背割り鋸は一頭ごとに十分洗浄消毒しているか</p> <p>はい</p> <p>(4)背割り後、せき柱中のせき髄を除去しているか。なお、除去している場合は、除去方法について記載</p> <p>せき髄片は通達No.3528/03の規定に準じてフック、ナイフ、吸引機等を用いて処理される。</p> <p>(5)せき髄の除去後、高圧水により洗浄しているか</p> <p>はい</p> <p>(6)と畜検査員が枝肉へのせき髄片の付着がないことを確認しているか</p> <p>はい</p> <p>(7)背割りを行っていないと畜場数。その際の処理解体方法の内容</p> <p>なし</p> <p>(8)背割りを正中線からずらすような指導を行っているか</p> <p>いいえ</p> <p>(9)背割り前にせき髄吸引機を用いた除去を行っているか</p> <p>いいえ</p>

各と畜プロセス	SRMの除去 (2.7.1)	<p>【頭部(扁桃を含む。舌、頬肉を除く)、せき柱(背根神経節を含む)、せき髄、回腸遠位部の処理)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒトの食用に利用されない脳、廃棄決定が下されたと体や部位は、消化槽に送られる。(2.3.3.2) ・小規模など畜場では、600℃以上、1時間以上での焼却による処理が行われ、残渣は通常埋却される。(2.3.3.2) <p>・SRMはヒトの食用もしくは廃棄用に分別され、容器に入れられる(決議No.3528/03)</p> <p>・SRMがと畜場内あるいは外部のたん白質製造施設に送られないよう、企業は、SRMの取り扱いおよび処理に必要なすべての処置を、手順マニュアルに記載する。(決議No.4238/68 第3章)</p>
		<p>【せき柱の取り扱い】</p> <p>せき柱は手で除去される。</p> <p>アルゼンチンではせき柱は危険部位とは見なされないため、除去後せき柱は加工するために送られる。</p>
	SSOP、HACCPに基づく管理 (2.8) (3.4)	<p>アルゼンチン国内では、HACCPは義務づけられていないが、輸出先国の要求に応じてHACCPを導入している(導入率は全施設の約15%)。</p> <p>SSOPは、法令によりすべての施設での導入が義務づけられている。</p> <p>また、アルゼンチンではBSE対策に関連した重要管理点(CCP)は設定されていない。</p>
食肉等のリスク	食肉及び機械的回収肉(MRM)	<p>遠心力や押し出し成型機器を使用する生産方法を用いている。</p> <p>生産施設数は非常に少なく、現時点では正確な数字を確定することは出来ない。</p>
	内臓 (4.2)	<p>【扁桃】</p> <p>扁桃は、頭部を洗浄したあとに除去する。</p> <p>と畜検査員は扁桃が除去されていることを確認している。</p> <p>【回腸遠位部】</p> <p>輸出先国から要求がある場合のみ除去する。</p> <p>と畜検査員は回腸が除去されていることを確認している。</p>
その他	日本向け輸出の付加的要件等	<p>現在、日本向けには、冷凍の骨なし加熱処理肉が輸出されている。</p> <p>輸出に関しては、輸出先国の要求に対応することが法令で定められている。</p> <p>家畜衛生条件では、消化管、頭部(舌及び頬肉を除く)、せき髄、せき柱(骨、背根神経節等の構成成分)を除くこと、また加熱処理の際はすべての骨を除くことが定められている。</p>